

令和6年1月9日

令和5年(家)第454号

申立人 渡邊 礼

同 プロスペル, コガリ

家事審判申立書訂正申立書(2)

神戸家庭裁判所尼崎支部合議係 御中

申立人ら手続代理人弁護士 作 花 知 志

(担当) 同弁護士 宮 井 麻 由 子

頭書事件の令和5年10月9日付け家事審判申立書について、以下のとおり訂正を申し立てる。(下線は訂正箇所)

1 家事審判申立書13頁「(4)ア」の第一、二段落について

以下の通り訂正する。

(1) 第一段落

「同性婚に係る一群の国家賠償請求訴訟では、原告側において、「現行法では同性婚が認められていない」という前提に立ち（原告側は「同性婚を認める立法措置」を講じない国会の不作为は違法であると主張する。）、被告国においても当該前提自体は争わないところ、これまでになされた5つの地裁判決（札幌、東京、大阪、名古屋、福岡）のうち、大阪を除く4つの地裁判決では、争点の検討に入る前の前提として、その前提を採用している。大阪地方裁判所令和4年6月20日判決においても、裁判所の判断として、現行法上、「配偶者が異性である

ことを婚姻の要件とするものと解釈できる。」と判示している（甲A275の1・21～22頁）。

(2) 第二段落

（「例えば、そのうちの」は削除する。）「札幌地方裁判所令和3年3月17日判決（甲A225の1・2頁）は、」（以下訂正なし）

2 家事審判申立書17頁「(3)」の第二段落について

第二段落は削除する。

その理由は、中川善之助は、1937年（昭和12年）発刊の『家族制度全集 法律篇1 婚姻』（河出書房）においても、「婚姻意思とは、主観的に婚姻なりと思ふ結合に入らんとする意思ではなく、客観的に婚姻なりと見られる結合に入るべきの意思である。客観的にといふは、当該社会の習俗的観念に従つて決定されるといふ意味である。同性結婚の如きはこの意味で婚姻意思なき無効婚と見らるべきものである」と論じている（20頁）ことによる。

当該著書の引用部分は、追って証拠提出する。